

# 青木村チャイルドシート購入補助金交付要綱

平成 1 1 年 1 0 月 1 日

改正 平成 3 1 年 3 月 2 2 日要綱第 1 号

## (目的)

第 1 条 この補助金交付要綱は、平成 1 2 年 4 月より道路交通法が改正され満 6 歳未満の子供にはチャイルドシートの装着が義務化されることに伴い、保護者の負担を減らし、チャイルドシートが普及するよう村が補助金を交付し、子供を交通事故の被害から守るとともに交通安全意識を高めることを目的とする。

## (対象者)

第 2 条 保護者、子供とも住所を有し現実に居住している、満 6 歳未満の子供のいる保護者。

## (補助範囲)

第 3 条 子供 1 人につき 1 回の補助とする。

2 1 0 , 0 0 0 円を上限とし、購入費の 2 分の 1 を補助する。ただし、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (申請手続)

第 4 条 補助を受ける保護者の方は、チャイルドシート購入補助金申請書(様式 1 )とチャイルドシート購入時の領収書を添付のうえ役場へ提出する。

2 申請書提出の期間は購入してから 3 ケ月以内とする。

## (補助金の交付)

第 5 条 提出された申請書を審査後、申請者の口座へ振込む方法により交付する。

## (補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。